「地域維持型契約方式」の導入について

国土交通省土地・建設産業局建設業課入札制度企画指導室



はじめに

公共工事の入札・契約については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という)および公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)や、入札・契約を巡る最近の状況を踏まえ、不断の見直しを行い、改善をしていくことが求められている。

また,入札契約適正化法第15条では,国は公共 工事の入札および契約の適正化を図るための措置 に関する指針(平成13年3月9日閣議決定。以下 「適正化指針」という)を定めることとされてお り,第16条では,国,独立行政法人,地方公共団 体は,適正化指針に基づいて,必要な措置を講ず るよう努めることとなっている。このように,適 正化指針はすべての発注者が従うべきガイドライ ンとしての役割を果たしている。

翻って公共工事を巡る近年の状況を鑑みるに, 地域の建設企業の減少・小規模化や建設投資の減少に伴って,社会資本等の維持管理,除雪,災害 応急対応等の事業の担い手確保が困難となるおそれがある地域が出てきており,また,公共工事全体としては低価格入札が増加していることなど, さまざまな問題が生じてきている。こうした状況 を踏まえ,平成23年8月9日,適正化指針の一部 変更が閣議決定されたところである。

ここでは,今回の適正化指針で改正された内容 のうち,地域維持型契約方式の導入について,そ の背景とともに解説したい。



地域維持事業の現状

地域の建設企業は,災害対応,除雪,インフラの維持管理等(以下「地域維持事業」という), 地域社会の維持に不可欠な役割を担っているところであるが,近年は企業体力の低下や企業の小規模化等が進んできていることから,特に地方圏において,こうした採算性が低く,かつ,一定の労働者や機械の確保が必要となる地域維持事業の担い手が減少しつつある。

地域維持事業に係る入札契約においては,建設機械の固定経費や除雪における待機費用など,実際に要している経費が積算に十分に反映されていない場合があることなどにより収益性が低くなり,建設企業の受注意欲が低下している。また,短期間・小規模の発注では人員配置や機械の確保などの計画的経営が難しくなり,経営リスクをとりづらくなっていることなども課題となっている

このような状況を受けて,地域社会の維持に責任を有する大半の地方公共団体において,地域維持事業の実施に将来的な懸念を抱いており,とり

○事業環境の悪化に伴い、災害対応、除雪、インフラの維持管理等(地域維持事業)を担う能力のある地域建設企業が減少。→このままでは地域社会の維持に不可欠な最低限の維持管理等までもが困難となる地域が生じかねない状況。○地域の維持管理等が将来にわたって持続的に行われるよう、入札契約制度においても担い手確保に資する工夫が必要。

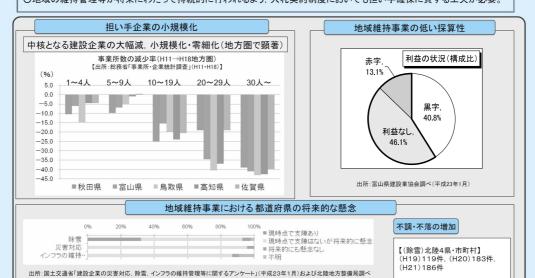


図 1 地域維持事業の現状と課題

わけ,除雪についてはすでに3割の団体で支障が 生じている(図 1)。



地域維持型契約方式の導入

地域維持事業を適切に実施し,地域社会の維持 を図るためには,その担い手の確保が不可欠であ り,入札契約制度においても,地域の建設企業の 経営リスクが抑えられ安定経営が図られるととも に,人員・機械の確保と効率的運用が可能となる ような工夫を行う必要がある。

このため,地方公共団体において先行的に行われている包括的な契約方法の事例なども参考に,こうした地域維持事業の担い手確保に向け,適正化指針の改正を行うこととした(図 2,表1)。

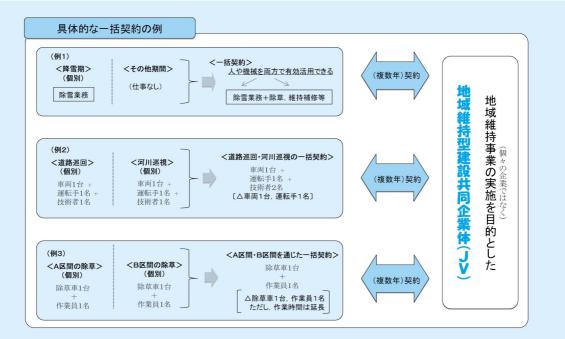


図 2 地域維持型契約方式について

表 1 地域維持業務を包括的に契約している都道府県の事例									
自治体名	発注単位					請負業者			入札
	契約エリア	業務の対象	主な業務内容	工期	おおむねの 契約金額 (単位:億円)		構成 業者数	競争方式	
秋田県	8 地域振興局× 2 ~ 6 分割 (計28ブロック)	道路 117km 河川 103km (28ブロック平均) 海岸 15km (海岸部の11ブロック平均)	道路修繕,河川堆積土砂撤去,パトロール(道路・河川・海岸・ダム)道路除草,清掃(道路・河川)	1年 (H23は 2年)	0 3	特定 JV (甲)	2 ~ 5	一般競争	1 ~ 3
福島県	県内の約 6 % (1 ブロック)	道路 230km 河川 206km 砂防施設91カ所 地すべり施設18カ所 急傾斜施設16カ所	(単価契約) 除雪,補 修(道路・河川・砂防・地 すべり・急傾斜)	1年	2 5	事業協同組合	10	プロポー ザル	1
			(総価契約) 防護柵補 修 防雪柵設置・撤去, 除草(道路・河川), 道路清掃		0.5				
栃木県	1土木事務所 の一つ 9土木事務所	道路 479km 河川 9河川	除雪,緊急パトロール (道路・河川・砂防施設)	5 カ月	1.6	事業協 同組合	29	プロポー ザル	1
長野県	4事務所 13事務所 ック(計8プロック)	道路 おおむね50km (1ブロック 当たり平均)	道路の小規模補修,道 路除草等	9カ月 (H23は 1年)	単価契約	特定 JV (乙)	3 ~ 7	プロポー ザル	1 ~ 3
鳥取県	1 土木事務所 × 3 工区 5 土木事務所 × 8 工区 (計 3 ブロック)	道路 70km (3ブロック平均)	除雪,舗装,道路除草	1年	0.5	単体	1	一般競争 入札	2 ~ 5
島根県	1事務所 12事務所	道路 おおむね200km	除雪	4 カ月	0 2	事業協 同組合	38	随意契約	1
	12事務所×1~7分割 (計44ブロック)	県管理道路すべて (3,124.0km)	道路の小規模修繕,道 路除草	半年~ 1年	0 .1	単体	1	指名競争 入札	10 程度

長野県では「施工体制確認型契約方式」としている

(平成23年6月 国土交通省調べ)

適正化指針(抄)

地域維持業務に係る経費の積算において,事業の実施に実際に要する経費を適切に費用計上するとともに,地域維持事業の担い手確保が困難となるおそれがある場合には,人員や機械等の効率的運用と必要な施工体制の安定的な確保を図る観点から,地域の実情を踏まえつつ,次のような契約方式を活用するものとする。

- ① 複数の種類や工区の地域維持事業をまとめた契約単位や,複数年の契約単位とするなど,従来よりも包括的に一の契約の対象とする。
- ② 実施主体は、迅速かつ確実に現場へアクセスすることが可能な体制を備えた地域精通度の高い建設業者とし、必要に応じ地域維持事業の実施を目的に当該建設業者で構成される建設共同企業体(地域維持型建設共同企業体)等とする。



経費の適切な費用計上について

地域維持事業の発注者の一部では,①監督職員 による指示があるにもかかわらず待機費用が支払 われていない,②機械の保有に伴い必要となる固 定的経費(管理費等)が稼働実態に合わせて補正 されていない,③待機時の労務実態に合わせて適切な労務費が設定されていない,といった実態が見受けられることから,建設企業の実際に要する経費を適切に積算に盛り込む措置を講じるよう,平成23年10月25日付けで,国土交通省より各都道府県および政令指定都市に対して要請をしたところである。

一方,一部の都道府県においては,除雪機械に係る必要な固定的経費(管理費等)については,稼働の量にかかわらず必要なものであることから,①稼働時間が積算上設定した基準時間未満であっても基準時間を基にした費用を保証する,②稼働が一定期間ない場合にも機械の整備点検などの費用を保証する,といった工夫を行っていることから,これらの取り組み事例を参考送付したところである(図 3)。

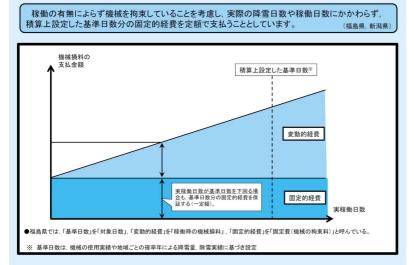


図 3 除雪機械に対する固定的経費 「機械損料]



「共同企業体の在り方について (共同企業体運用準則)」の改正 について

今回改正された適正化指針を踏まえ,地域の維持管理に不可欠な事業の継続的な担い手となる地域維持型建設共同企業体(以下「地域維持型JV」という)の導入について,中央建設業審議会において審議され,平成23年11月11日付けで改定された「共同企業体の在り方について」が,各省各庁の長ならびに各都道府県知事および各政令指定都市市長に対し,勧告されたところである。今回の改定により,これまでの共同企業体の方式である特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という)、経常建設共同企業体(以下「経常JV」という)に加えて,「地域維持型JV」が新たに規定された。主な内容は以下のとおりである。

① 性格

地域の維持管理に不可欠な事業につき,地域の 建設企業が継続的な協業関係を確保することによ りその実施体制を安定確保するために結成される 共同企業体。

② 対象工事の種類・規模

社会資本の維持管理のために必要な工事のうち,災害応急対応,除雪,修繕,パトロールなど地域事情に精通した建設企業が当該地域において持続的に実施する必要がある工事(維持管理に該

当しない新設・改築等の工事を含まない。

- ③ 構成員(数,組み合わせ,資格)
 - ・地域や対象となり得る工事の実情に応じ円滑な共同施工が確保できる数とする(当面は10社を上限として運用を開始)。
- ・総合的な企画・調整・管理 を行う者(土木工事業また は建築工事業の許可を有す る者)を少なくとも1社含

む組み合わせとする。

・地域の地形・地質等に精通し,迅速かつ確実に 現場に到達できる。

④ 技術者要件

通常の共同企業体よりも技術者要件(専任制) を緩和。

⑤ 登 録

単体と地域維持型JVとの同時登録ならびに経 常JVおよび特定JVとの同時結成・登録が可能。



地域維持型建設共同企業体の 取り扱いについて

「共同企業体の在り方について」が改定され,「地域維持型JV」が新たに規定されたことを受けて,各発注者において地域の実情を踏まえつつ適切な運用が図られるよう,平成23年12月9日付けで,国および地方公共団体に対し,「地域維持型建設共同企業体の取り扱いについて」を通知したところである。主な内容は以下のとおりである。

(1) 対象工事等

社会資本の維持管理のために必要な工事のうち,災害応急対応,除雪,修繕,パトロールなど地域事情に精通した建設企業が当該地域において持続的に実施する必要がある工事(維持管理に該当しない新設・改築等の工事を含まない)で,かつ,地域における担い手確保が将来的に困難とな

るおそれがあるため地域維持型JV を競争に参加させる必要がある工事 とする。なお、ここでいう「工事」 には、単体で発注した場合は役務と なるもの(除雪、パトロール等)で あっても、工事と一体として発注し た場合には、全体として工事の請負 契約になるものを含んでいる。

(2) 地域維持型JVの内容

① 構成員の数

共同企業体として円滑な共同施工が確保される規模にとどめることとし,発注工事の規模や性質にもよるが,構成員数の上限は,当面,10社程度とするものとする。

② 組み合わせ

発注工事に対応する工事種別に係る建設業許可を有した企業の組み合わせとするものとし,土木工事業または建築工事業の有資格企業を必ず少なくとも1社含む組み合わせとする。

③ 構成員の資格要件等

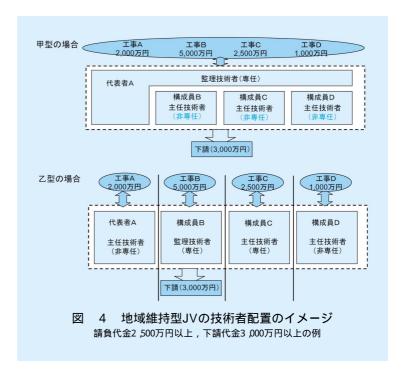
地域の地形・地質等に精通しているとともに, 迅速かつ確実に現場に到達できることを資格要件 として,例えば,本店の所在地,防災協定の締結 の有無,地元発注工事の受注実績などから適切に 判断すること。

④ 出資比率要件

出資比率の最低限度基準については,原則としてすべての構成員が,均等割の6/10以上の出資 比率であるものとするが,事業実施量等も勘案 し,柔軟に設定することができるものとする。

(3) 登 録

一の企業が各登録機関ごとに結成・登録することができる地域維持型JVの数は,原則として一とし,継続的な協業関係を確保するものとする。なお,地域維持型JVについては,一の企業と地域維持型JVとの同時登録ならびに経常JVおよび特定JVと地域維持型JVとの同時結成および登録は可能であるものとする。



(4) 主任技術者または監理技術者の制度運用に ついて(甲型の地域維持型JVの場合)

請負金額が2,500万円(建築一式工事の場合は5,000万円)以上であっても,土木工事業または建築工事業の許可を有した上位等級の構成員(代表者でなくても可)が主任技術者または監理技術者を専任させる場合は,その他の構成員が設置する主任技術者または監理技術者は専任を求めない(図 4)。



おわりに

建設産業を巡る環境は、建設投資額がピーク時から5割以上も減少するなど、大変厳しい状況が続いており、公共工事の入札・契約についても、こうした社会関係の変化を踏まえ、適正な施工や品質の確保、建設産業の健全な発達などを目指してさまざまな対策を講じていく必要がある。

今回,共同企業体運用準則を改定するとともに,「地域維持型契約方式」の導入・活用に向け,運用のための取り扱いを関係各者に通知したところであるが,今後の活用状況を踏まえ,適宜,運用方法を見直すことを含めて,適切な対応を図っていきたいと考えている。